東京有明医療大学ティーチング・アシスタント規則

（趣旨）

第１条　本規則は、東京有明医療大学（以下「本学」という。）のティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の採用等について必要な事項を定める。

（目的）

第２条　この規則は、本学大学院学生（以下「院生」という。）を TA として採用し、学部及び大学院の授業の教育的補助業務に従事させることにより、学部及び大学院の教育の充実並びに院生の教育・研究能力の発展に資することを目的とする。

（業務内容）

第３条　TA の業務は、学部長又は研究科長の指示に従って、授業科目担当教員の教育責任の下に次の業務を行う。

（1）学部・学科の教育のうち、各学部教授会が必要と認めた講義・実習・演習その他教育活動に関する補助業務

（2）大学院博士前期課程又は修士課程の教育のうち、各研究科委員会が必要と認めた講義・実習・演習その他教育活動に関する補助業務

２　前項に定める TA の業務は、授業を実施する講義室において、授業科目担当教員を補助することを原則とする。

（資格）

第４条　TA の資格は、次のとおりとする。

（1）前条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事する場合においては、本学大学院博士前期課程・後期課程及び修士課程に在籍する者とする。

（2）前条第 1 項第 2 号に規定する業務に従事する場合においては、本学大学院博士後期課程に在籍する者とする。

（雇用期間）

第５条　TA の雇用期間は、当該年度限りとする。

（勤務時間）

第６条　TA の勤務時間は、1 週間につき 15 時間以内とし、1 学期の勤務時間は 270 時間以内とする。また、実習等で集中して業務を行う場合であっても 1 ヶ月で 60 時間を超えないものとする。

（給与）

第７条　TA の給与は、東京都最低賃金を下回らないものとする。また、交通費等他の給与は原則支給しない。

（採用の手続き）

第8条　TAの採用を希望する授業科目担当教員は所定の期日までに「TA募集要項」を所属の学部長又は研究科長に提出しなければならない。

2　学部長又は研究科長は、TAの採用を希望する授業科目担当教員が提示する業務内容等が適当か確認の上、当該学部教授会又は研究科委員会の審議を経て募集を行う。

3　TA を希望する院生は所定の期日までに「TA 雇用契約書」及び「TA 応募申込書」を研究科長に提出しなければならない。

4　TA の採用は、雇用開始前までに院生が所属する研究科の研究科委員会で審議の上決定する。なお、雇用前の審議が困難な場合は、最も近い時期に開催される研究科委員会の承認を受けるものとする。

（解職）

第 9 条　TA が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該研究科委員会の審議を経て、解職をすることができる。

（1）健康上の事由により、職務の遂行ができないとき。

（2）職務を怠り改善の見込みがないと認められたとき。

（3）職務上知り得た秘密を外部に漏らしたとき。

（4）その他 TA として職務の遂行ができない事由があると認められたとき。

（出勤管理）

第 10 条　TA は、毎月所定の期日までに授業科目担当教員の確認を得た上で、学務部へ出勤簿を提出しなければならない。

（研修）

第 11 条　各研究科委員会は、必要に応じて TA に関して適切な研修を実施しなければならない。

（危機管理）

第 12 条　TA を採用した授業科目担当教員はその授業の運営における、事故やトラブルなどの未然防止に努めるとともに、緊急事態への速やかな解決に尽力しなければならない。

（所管）

第 13 条　TA に関する事務の所管は、学務部とする。

（ガイドライン）

第 14 条　各研究科委員会は、この規則の範囲内で TA 制度に関わるガイドラインを定めることができる。

（改廃）

第 15 条　この規則の改廃は、各研究科委員会の審議を経て、大学協議会で議決を行うものとする。

附　則

1　この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

2　東京有明医療大学ティーチング・アシスタント（TA）に関する実施要項（平成 29 年 10 月 1 日施行）は、廃止する。

3　この規則は、令和 5 年 9 月 22 日から施行する。